

第 196 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

| | |
|-------------|---|
| 日 時 | 令和 4 年 3 月 11 日 (金) 10:00~12:05 |
| 場 所 | 三宮研修センター705 号室 |
| 議 題 | (仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る 環境影響評価実施計画書に関する審議 (第 1 回) |
| 出席者 29 名 | ◇審査会委員：14 名 市川委員、丑丸委員、岡村委員、川井委員、島委員、島田委員、花嶋委員 花田委員、林委員、平井委員、藤川委員、宮川委員、山下委員、吉田委員 |
| | ◇環境局職員：8 名 福本環境局長、中村環境保全部長、中西環境保全指導課長、植木水・土壌担当課長 岡田自然環境担当課長 他 3 名 |
| | ◇事業者：7 名 神戸市都市局内陸・臨海計画課 竹本課長 他 6 名 |
| 公開・ 非公開 | 公開 |

○開会

【 議 長 】 それでは、ただいまから第 196 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。本日は（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る実施計画書に関する審議を予定しております。傍聴の方はいらっしゃいません。それでは事務局、よろしくお願ひします。

【自然環境担当課長】 はじめに本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

【 議 長 】 それでは、議事に入ります。

【自然環境担当課長】 審査会意見の作成について、環境局長より先生方にご審議をお願い申し上げます。

《環境局長より、審議依頼を読み上げ》

【 議 長 】 ただいま市長から諮問いただいた件について、本審査会においてこれをお受

けて、審議を行っていききたいと思います。

【自然環境担当課長】 局長の福本でございますが、公務のため、これにて退席させていただきます。

《環境局長 退席》

【議長】 それでは、議事に入ります。
事務局から、資料1について、説明をお願いします。

《事務局より、
資料1 (仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る
環境影響評価手続について 説明》

【議長】 (仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価
実施計画書についてご説明いただくために、事業者に出席していただいでいま
す。事業者を入室させてください。

《事業者入室、事務局より事業者を紹介》

【事業者】 皆さんおはようございます。
本日はお忙しい中、またコロナ禍のまん延防止等重点措置が発令されている
中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
本件につきましては、神戸市において産業用地の供給ということを目的とい
たしまして、西区の西神戸ゴルフ場を転活用して産業団地を整備するという事
業でございます。
現在のところ、令和5年から6年度の着工を目指して、都市計画手続などの
手続を進めているところでございます。
前回、事前配慮書手続でご審議いただき、その内容を踏まえて実施計画書
を取りまとめましたので、その内容、具体的には、事業の計画、評価する項目、
事業の評価に関する調査・予測の方法等について、説明させていただきたいと
思っております。
皆様方からの忌憚のないご意見をいただき、ご審議いただきますよう何卒よ
ろしくお願い申し上げます。

【議長】 それでは、事業者から、資料2のうち、「3 事前配慮書に対する意見及び
意見に対する事業者の見解」及び「4. 3 事前配慮書手続を経て決定した事
業計画」について、説明をお願いします。

《事業者より、

資料2 (仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業

環境影響評価実施計画書のうち、

3 事前配慮書に対する意見、見解等

4. 3 事前配慮手続を経て決定した事業計画 について説明》

【議長】 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

【委員】 18ページの主な工事に建築工事という項目がありますが、この事業は造成した土地を貸したり売ったりして、事業者に入ってもらおうという事業だと思っただけですが、市が建築工事として建物ごと分譲されるということなののでしょうか。

また、14ページですが、施設関係車両の種類として通勤車両が挙げられています。流通業務団地であればトラックの出入りがたくさんあると思うのですが、トラックは含まれないのでしょうか。

【事業者】 まず、18ページの建築工事についてですが、おっしゃるとおり、本事業につきましては、土地を造成して事業者に分譲もしくは賃貸して、民間の事業者に事業をしていただくというものでございます。ただし、環境への影響を予測評価するにあたっては、最終的にどういう施設が立地するのかという観点も踏まえて検討する必要がありますので、建築工事も書かせていただいております。

続いて、14ページの施設関係車両の種類ですが、物流系のトラックやトレーラー等は、「主に工業・流通業務に係る資材等の運搬車両」に含めております。

【議長】 ほか、いかがでしょうか。

【委員】 10ページ 3.1 事前配慮書についての市民等の意見の概要 のところで、事前配慮書について市民意見の提出はなかったと記載されています。配慮書に対する文書での意見はなかったかもしれませんが、事前配慮書手続の中で行った住民説明会で意見が出たと思います。そして、その内容はこの事業計画に反映することになると思います。

市民から何の意見もなかったように見えてしまうのは問題です。今回の実施計画書も含め、今後のアセス図書でも同じようなまとめ方をされるのでしょうか。

【事業者】 いただいたご意見も含めて事業計画を検討していますが、市長意見に対する事業者の見解という項目の中には記載できておりません。いただいた意見とその内容を事業計画にどう反映しているかについて、まとめ方を環境局と相談させていただきたいと思います。

【議長】 事務局から何かありますか。

【事務局】 事業者からの説明のとおり、説明会で意見が出たことは報告してもらいましたし、審査会でも報告させていただきました。その内容を環境影響評価の図書

の中にも書いたほうが良いと考えておりますが、内部で検討させていただきます。

【委員】 市民の立場からすると、自分たちの意見がどこにも残ってないということになります。今後も評価書案の手続がありますので、ぜひ検討をお願いします。

【委員】 今の意見と関連して、10ページ、11ページの市長の意見と事業者の見解について、個別的事項（2）水質 をみると、「集中豪雨時における濁水対策についても万全を期する必要がある」という市長意見に対して、「必要に応じて環境保全措置を検討し、それらの結果を評価書案に示します」という事業者の見解が記載されています。また、他の意見に対する回答の中でも「必要に応じて環境保全措置を検討し」という言葉が出てきますが、すごく曖昧な回答だと思います。

個別的事項（3）植物、動物、生態系 のところでも、「ゴルフ場内の樹林が地域の自然環境において果たしてきた役割を評価した上で、樹林や水系の保全及び復元に努め、周辺の自然環境と調和した地域系統の緑化に努める必要がある」という意見に対して、「必要に応じて環境保全措置を検討し、それらの結果を評価書案に示します」という事業者の見解が述べられていますが、必要かどうかをどのように判断するのかよく分かりません。事業者の見解をより具体的に記載いただきたいのですが、いかがでしょうか。

【事業者】 ご意見ありがとうございます。

現地調査、環境への影響の予測を行った上で、専門家のご意見等もいただき、環境保全措置が必要という判断になれば、次のステップとして環境保全措置の検討を行うことを考えております。したがって、曖昧な文言ではありますが、「必要に応じて」という文言を入れています。

まずは、現状をしっかり把握し、本事業による影響を予測して、環境保全措置が必要かどうかを見極めたいと考えています。

【議長】 現段階で取りまとめられたわけですから、必要に応じて検討しますということでもやむを得ないのかもしれませんが、これからの実施計画書の説明の中で、あるいは次の評価書案手続の中で、市長意見に対してどういう検討をしてどういう対応をするのかが分かるように、説明あるいは資料の作成等をお願いしたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

【委員】 切土・盛土法面等の緑化ですが、最近、緑化資材による遺伝子汚染が問題になっています。植生を考慮すると近い植物種を植えることになると思うのですが、その場合には植生だけではなく、どこの地域の植物種を使っているのかについてもぜひ配慮していただきたい。緑化資材による遺伝子汚染が本当に色々なところで起こっていて、何も考えずに緑化するとネガティブな影響が生じることも大分分かってきましたので、ぜひよろしくをお願いします。

【委員】 2点ほど申し上げます。まず1点目ですが、11 ページ 市長意見の個別的事項（5）地球温暖化 についてです。これに対する事業者見解として「積極的、効果的に実施されるような誘導策を検討します」と記載されており模範解答になっているのですが、具体的な誘導策は、例えば、入居する事業者に対してガイドラインを作ること等だと思いますが、できるだけ具体的に書いていただくとありがたいなと思いました。誘導策を検討するという記載ですと、実際に何をやってくださるのが分かりにくいです。

次に2点目ですが、19 ページの造成計画平面図についてです。実際に現地を見させていただいて、この地域にはかなり樹木があるということを確認しております。造成範囲として広範囲に茶色く塗られています。今ある樹木はどうするのでしょうか。緑化をするということも書かれてありますが、今ある樹木をどうするのが気になりますので、それも分かるようにお示しいただけたらと思います。

【事業者】 先ほどからご指摘いただいておりますが、市長意見に対する事業者見解について、具体的な検討内容や具体的な取組を今後示していきたいと考えています。

次に2点目の樹木についてですが、造成範囲に樹木がある場合は造成範囲外に移植ができればいいのですが、全てを移植することはできないと思っております。造成範囲内の樹木をどうするかを検討し、その内容を次の評価書案手続の中で示したいと考えております。

【議長】 2点目の意見は、10 ページの市長意見 全般的事項（4）のところ指摘したことと関係することです。この後の審議の中でも、現段階でどうなのか、今後どうするのかという質問も出ると思いますので、できる限り具体性を持った説明をしていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

【委員】 先ほど意見が出た、11 ページの市長意見 個別的事項（3）植物、動物、生態系 に対する事業者見解で「必要に応じて環境保全措置を検討し」と記載されていますが、13 ページ 4.2.2 動植物の生息・生育環境の保全 にもう少し具体的なことが書いてあります。この部分で書いているように、「事業実施区域内で重要な動植物が確認された場合には、可能な範囲で土地利用や施設配置の再検討を行い、影響回避の低減に努める」というところまで踏み込んで事業者見解に書いていただけたらと感じました。

次に15 ページ 土地利用計画平面図について、ため池が濃い青、洪水調整池が薄い青で塗られています。14 ページ 表 4.3-1 で洪水調整池が約4ヘクタール、ため池が約1ヘクタールとなっているのですが、面積比があっているのか疑問に思いました。

3点目です。30 ページから114 ページ 5.2 地域の自然的状況 の中で、恐らくゴルフ場造成前の生物調査の結果だと思うのですが、膨大な量の生物が

確認されています。この結果を見ると、大部分が水域を利用する希少種なので、現在はもうほとんどいないのかもしれませんが、これらが見つかる可能性も低くないと思います。13 ページの記載内容について先ほど触れましたが、「事業実施区域内で重要な動植物が確認された場合には、可能な範囲で土地利用や施設配置の再検討を行い、影響回避の低減に努める」という部分は非常に大切だと思います。

こういう工事を行う場合、例えば左側の 1 個のため池に全ての希少動物を移設するということが起こりがちなのですが、生物が生息する場所には生息する理由がありますし、いない場所にはいない理由があります。安易に 1 カ所にまとめて移植するということが無いように、こういう生物の状況も意識していただければと思います。以上です。

【 議 長 】 意見として受け取ってください。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に移りたいと思います。

資料 2 のうち、「5 事業実施区域及びその周辺の概況」についての説明をお願いします。

《事業者より、

資料 2 (仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業
環境影響評価実施計画書のうち、

5 事業実施区域及びその周囲の概況 について説明》

【 議 長 】 ただいまの説明について、ご意見あるいはご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に資料 2 のうち、「6 環境要素の選定」と「7 調査・予測・評価手法の選定」について説明をお願いします。

《事業者より、

資料 2 (仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業
環境影響評価実施計画書のうち、

6 行為等の区分の抽出及び環境要素の区分の選定

7 環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法の選定

について説明》

【 議 長 】 ただいまの説明について、ご意見あるいはご質問等ございましたらお願いします。

【 委 員 】 事前配慮書で既に話が出ているかもしれませんが、騒音と振動の測定地点について伺います。騒音だと 215 ページ、振動ですと 221 ページですが、測定地

点が北側だけに設定されています。工事実施場所、施設の稼働場所等の敷地内の状況にもよりますが、通常、どこに住居があるか等の事業実施区域周囲の状況によって測定地点の設定を行います。北側以外にも測定すべき場所があるように思うのですが、北側の1地点だけで測定を行う理由を、周辺の状況も含めてご回答いただきたい。

また、203 ページ 表 6.2-3 環境影響評価項目として選定しない理由 の低周波音と悪臭について、いずれも著しく発生させる施設は設置しないため環境影響評価項目として選定しない、と書かれています。「著しく発生させる施設は設置しない」というのは、著しく発生させる施設を設置する事業者は断ることなのでしょうか。それとも、現段階では、そういう施設を設置する予定がないという意味なのでしょうか。

【事業者】 まず1点目の騒音と振動の予測地点の考え方についてです。

騒音や振動はご指摘のとおり、保全対象である住居がどこにあるのかという観点から、調査地点、予測地点を決めなければならないと考えていますので、まず、住居の位置関係を調査しました。その結果ですが、事業実施区域の近傍では、北側にしか住居はありませんでした。214 ページ 騒音調査地点の図でいうと、事業実施区域の北側に赤い丸と緑の丸を書いています。これが木見地区と呼んでいる集落で、事業実施区域に最も近い集落になります。それより北側にもニュータウンのようなものがあることが分かります。

事業実施区域の南側の住居の状況を確認しますと、地図の下部に布施畑東と書いていますが、この辺りに南側で最も近い集落が出てきます。

南側の集落については事業実施区域から2キロ近く離れていますので、事業実施区域内で発生した騒音や振動の影響は基本的に考えにくいと判断し、北側の一番近い集落の事業実施区域の端部に予測地点を設定しています。

ただし、工事車両や施設の車両は事業実施区域内だけではなく、周辺の道路を走りますので、これらの影響については南側の集落で調査、予測を行う計画としています。

2つ目の質問についてですが、我々が土地を売る場合、入居する事業者を公募します。公募条件の中で環境への配慮を求め、著しく環境に影響を及ぼす施設については立地を認めないようにすることを考えています。今までの産業団地においても、著しく環境に影響を及ぼす施設を計画する事業者は認めていません。

【委員】 分かりました。非常に環境に配慮した地域にする予定だということによろしいでしょうか。

また、騒音と振動の予測地点ですが、この予測地点が一番影響を受ける場所であって、それ以外の箇所は、ここよりも受ける影響が小さいであろうという考え方でよろしいでしょうか。

【事業者】 はい。

【委員】 私から、2点質問させていただきます。

10 ページ 市長意見に対する事業者見解（1）事業計画の検討 で、「工業団地及び流通業務団地の面積配分や土地利用計画、工事計画等の具体的な情報を実施計画書以降の手続で、できる限り具体的に示します」と書かれています。施設が存在や稼働は様々な環境要素の調査や予測に影響しますので、計画地内の事業配置や設置施設についても何らかの形で想定されていると思いますが、その説明が記載されていません。まだ具体的な検討を行っている状況かもしれませんが、できるだけこれらについても説明していただきたかったと思います。質問というよりもお願いです。

2点目です。200 ページ 表 6.2-1 で、水質に関しては、土工事・建設工事等に関わる影響のみを調査・予測・評価すると説明されましたが、224 ページ、225 の表では、施設の稼働時の影響も評価するとなっているので、どちらが正しいのでしょうか。

【事業者】 ご指摘ありがとうございます。

まず、2点目のご指摘についてですが、224 ページ、225 ページの表で、施設の稼働が残っているのは誤りです。大変申し訳ございません。

200 ページの項目選定表では、水質については、土工事・建設工事等だけに丸をしており、202 ページの選定する理由という表では、建設工事の内容しか掲載しておりません。こちらが正しい内容です。

施設の稼働によって排水される水は、基本的に事業者が対策、処理していることを前提にしていますので、大きな影響はないだろうと考え、評価項目に選定しておりません。

次に事業計画の具体的な説明がほしかったということについてですが、実施計画書段階なので、現時点でお示しできる情報を掲載しております。施設の計画や配置等の情報がなければ予測はできませんので、次の評価書案をご説明する際には、施設の配置等の予測条件を含めて予測結果を説明したいと考えております。

【委員】 わかりました。今の段階では具体的には記載できないかもしれませんが、事前配慮書手続の中で出た意見を事業計画にどのように反映しているかが少しでも見えるようにしていただきたいと思います。意見が出て、それらを事業計画に反映するという対応が、事前配慮書から実施計画書、評価書案に続いている、ということが評価書案では分かるようにしていただきたいと思います。今後ご検討よろしくお願いたします。以上です。

【委員】 200 ページの項目選定表で、3点ほどお聞きします。

「存在・供用」に関して、複数の委員からご意見や質問がありましたが、神戸市アセス条例上は土地の造成に関する環境影響評価だけでよいが、事業者が

自主的に「存在・供用」の予測評価をしようとしているのか、それとも市アセス条例上「存在・供用」も予測評価しないといけないのか。まずは、この点を神戸市にお聞きしたい。

【事務局】 神戸市アセス条例上「存在・供用」についても評価することになっています。

【委員】 そうであれば、これ以降の手続では、「存在・供用」に関係する施設について、かなり具体的な計画を出してもらわないといけないと思います。

どのような汚染物質を出す工場が、どのような場所に配置されるのか、そういう情報を評価書案以降の手続できちんと出せるのでしょうか。売却相手も決まっていない段階で想定も難しいと思いますが、計画の熟度はどうなるのでしょうか。

【事業者】 ご指摘のとおり、予測を行う段階で、どんな事業者がどこにどんな工場を建てるのかを完全に把握するのは難しいと考えております。予測精度との兼ね合いもありますが、事業者の業種が分かれば、一番影響が大きいと考えられる工場を住居に近いところに配置させるなど、一番影響が大きくなる条件で予測評価を行い、その結果を評価書案にまとめていきたいと考えております。

【委員】 例えば発電所を作るとか、そういうものではないので、想定がかなり難しいと思います。建物の高さ、煙突の高さ等を想定するのもかなり難しいと思うので、現実的には提案いただいた方法しかないと思います。ただし、アセス条例で上物の予測評価まで求めているのであれば、なるべく具体性のある事業計画を示していただいたほうがいいと思います。

あと2つあります。一つは、工事中の粉じんについてです。先ほどの説明の中で、基準をクリアさせるだけでなく、さらに低減対策を考えますと説明されたので安心してはいますが、粉じんの基準として選ばれている道路環境影響評価の降下ばいじんに係る参考値10トンというのは、スパイクタイヤの粉じん規制から持ってきた値です。この値をクリアすればよいというものでは決していないので、そこを十分注意して評価をしていただきたい。

それから3つ目です。地球温暖化の予測手法を見ると、施設の稼働による二酸化炭素排出量を定量的に予測して、それに森林伐採による二酸化炭素の吸収量減少分を加味するという、いわゆるマイナス影響だけを評価されようとしています。

この事業は再生可能エネルギー100パーセントのエリアを作るようなことを積極的に計画されているので、プラスの効果も計算して、併せて予測していただきたいと思います。

【事業者】 貴重なご意見ありがとうございます。これから予測方法を具体化させていく中で、参考にさせていただきます。

【委員】 今の話と関連して、249ページ 地球温暖化の予測の手法について、森林伐採等による二酸化炭素吸収量減少分の計算が「施設の稼働」の環境影響要因の

中で予測されるようになっていきます。施設の稼働の結果の中に混じってしまうよりは、工事の中に「森林の伐採」という環境影響要因を作り、その中で二酸化炭素の吸収量減少をまとめていただいたほうが分かりやすいと思います。

【事業者】 わかりました。評価書案を取りまとめる際に、いただいたご指摘も踏まえて、森林の伐採の環境影響要因を作ることを検討します。

【委員】 どういう事業者が入って、どういう上物を造るのが分かっている段階で、水質はそれほど影響がないから予測の対象にしないと説明されましたが、大気、騒音、振動については予測項目として選定しているのに、水質を選定しない理由が分かりません。

【事業者】 一度、持ち帰って検討させていただきたいと思います。

【委員】 先ほどもあったように、上物が決まっていないう段階で予測するのはかなり難しいと思います。しかし、この事業はスマート産業団地ということですから、入居者を定める段階で非常に厳しくセレクトするというスタンスを示していただけるとありがたいなと思いました。

【委員】 先ほどからずっと意見や質問が出ていますが、どの段階で、どれぐらい計画の具体化ができるのか、それがアセス手続とどう絡み合ってくるのかということ、ある程度の見込みでいいので示していただきたいと思います。

それと、土地利用等が不明確な段階でどう評価していくのか、その考え方を神戸市として現段階でどう考えているのかについても示していただけると嬉しいです。

【委員】 事業区域北側の川池などで水質調査をされるということなのですが、工事計画と調査地点との関連について教えてください。濁水の処理量はそれほど多くないかもしれませんが、処理後の放流先は川池と決まっているのでしょうか。その確認が1点目です。

2点目の質問です。土壌沈降試験を事業区域内の4か所で測られるということなのですが、この試験の選定根拠も工事計画と併せて説明してください。

最後に、これまではゴルフ場として雨水が浸透できたところが、舗装された土地になります。水質への影響ということではないのですが、これによって、地下水の量や地面に浸透して河川に行く水の量が変化します。この影響の評価がないので不安を感じているのですが、事業者としてはどのようにお考えでしょうか。

【事業者】 水質の予測地点につきましては228ページに図示していますが、川池だけではなく、事業実施区域の東側に沿って流れる木見川でも予測を考えています。

工事中に発生する濁水に含まれる土砂の特性を把握するために、事業区域内の土壌を採取して、沈降試験を行います。これにより濁水の薄まり方の傾向、つまり発生した濁水が沈砂池の中でどれぐらいの期間で、どれぐらいの濃度になるのかを算出します。

- 【委員】 工事計画の概要が決まっているのであれば、濁水の放流地点が決めます。本事業では濁水の放流地点は決まっているのかどうかをお聞きしたいです。例えば、この調査地点より下流で濁水が放流されるのであれば、この調査地点で調査する意味がなくなります。
- 【事業者】 どこに放流するかという詳細までは、現時点で決まっています。15ページにおおまかな土地利用計画図をつけています。
- 228ページの調査地点についての説明です。木見川は上流が南側で、下流が北側になります。水の流れですが、北側に流れた後、西側の明石川の本線に合流し、明石市の方に流れていきます。赤丸で示した場所が川池、赤の線で示した部分が木見川、黒線で囲われた範囲が事業実施区域ですが、赤でマーキングしている区域のどこかに、濁水処理を行った後、放流することを想定しております。
- 【委員】 私も226ページの水質の調査地点を不思議に思いました。農閑期で池に水がないときは、青丸部分で調査せずに緑丸部分で調査するという説明でしたが、この緑丸部分で調査する意味がよく分かりません。緑丸は水が流れてこないときだけ調査することになります。緑丸部分も赤丸部分のように、農閑期、農繁期の両方で測るべきではないでしょうか。
- もし川池を通して水が下流に流れるのであれば、農閑期にも工事の水は通るわけですね。だから、調査時期で調査地点を変えている理由が良く理解できませんでした。工事工程あるいは水の流れを考えて、調査地点の配置を考えていただきたいと思います。
- 【事業者】 排水の放流位置は決まっていますが、事業実施区域の一番下流側に位置している川池、サラ池が一番影響を受ける可能性があると考えました。また、説明会の中で、地域住民からこの池への影響を心配しているという意見もありましたので、川池、サラ池を調査地点に選定しました。
- 農閑期は、青丸部分には水がありませんが、緑丸部分ですと水がありますので、緑丸部分で調査することを考えました。
- 緑丸部分で農閑期、農繁期に関わらず調査すればいいのではないかというご意見についてですが、緑丸部分と3つの青丸の一番上にある部分、川池から木見川に流下する直下のところですが、この間は濃度に大きく影響を与えるような距離もないですし、大きな水の流入もないので、青色部分と緑丸部分はほぼ同じ状況であると考えます。したがって、緑丸部分調査することで説明できるだろうと考えました。
- 【委員】 ただ、緑丸地点は、東側からも細かい川の水が入ってくるのではないのでしょうか。
- 【事業者】 農繁期と農閑期で水の流れが大分違います。農閑期は、緑丸部分と一番上の青丸部分に水が流れず、ご指摘いただいた、くの字に曲がっているところから

木見川に流れていくというような形になっています。

【委員】 東から流れてくる川の水質を測る意味があまりないように思います。ここは工事とは直接関係しないわけで、川池からきた水かどうかも分からないのではないのでしょうか。

【事業者】 川池の中に可動堰がございまして、農閑期はそこを開けますが、農繁期は閉めていて、ここの地点では水の流れが大きく変わるということを地元住民から伺っています。ですので、なるべく水の流れがある場所で季節ごとに調査をして水質の状況を確認していこうと考えています。なかなか図面上で水の流れを表現しきれていないところはありますが、そういった現地の状況を踏まえて、調査計画を立てています。

【委員】 農閑期だけしか測っていないと、農繁期のときに東の支流から流れ込む水による影響が分からないのではないのでしょうか。

【事業者】 そちらについては支流ではなく、農閑期のみ水が流れる水路と提供いただければと思います。

【委員】 水路ですよ。農閑期だけ水が流れる水路の水質を測らなければいけない理屈がよく分かりません。

【事業者】 農閑期だけ流れる水路なのですが、その水路に木見川の上流部からの水が全て流れ込みます。

【委員】 川池からの水がないのですから、木見川の水はないわけですよ。それを測る意味というのが、私には理解できません。

【事業者】 木見川自体の水質を測ろうと思ったときに、農閑期では水が無く水質調査できる場所がない状況でしたので、緑丸部分で調査をさせていただく計画としています。状況が伝わるように改めて資料を作成します。

【議長】 この点は、改めて審議しましょう。

【委員】 233 ページから 235 ページあたりの動物調査のところですが、結構入念に計画されているので、以前の調査で確認されたリストにある動物の概らは調査できるのではないかと考えています。追加したほうがいいと思ったのは、ホタル類の調査です。ゲンジボタル、ヘイケボタルがリストにあって、ヒメボタルもいるかもしれません。ホタルに関しては、先ほどの水質とも絡むかもしれませんが、地元で見ている人がいるかもしれません。いなくなった場合に後で問題になることが結構あります。問題になるから調査するというわけではもちろんないのですが、注目されておいたほうがいいと思います。

次に魚類についてです。最近では、環境DNA調査のほうが簡便かつ正確かもしれないというようなことも言われていますので、環境DNA調査も併用されたほうがいいと思います。

それから、細かいことですが、昆虫の調査が春、夏、秋の3回になっていますが、リストにオオムラサキが入っています。植生でエノキの位置を特定され

てからでいいと思いますが、冬期のオオムラサキの幼虫調査も入れていただきたいと思います。

それから鳥類です。リストの中にフクロウが入っています。生態系の調査予測にも関わることだと思いますが、ゴルフ場は結構餌が取りやすいのか、周辺にフクロウが営巣する例がありますので、フクロウの調査もされたらいいと思います。昼間のルートセンサスだけでは確認が難しいので、これだけを狙った調査を猛禽類調査の項目の中などに入れていただけたらと思います。以上です。

【 議 長 】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご説明ありがとうございました。事業者は退席いただいて結構です。

《 事業者 退室 》

【 議 長 】 予定していた時間をオーバーしてしまいましたが、本日の審議は以上にしたいと思います。

事業の成熟性とアセスのタイミングが合っているのか気になるのですが、それはさておいて、事務局のほうから今後の予定の説明をお願いします。

【自然環境担当課長】 本日、皆様方からいただいたご意見、ご質問等について、十分にお答えできなかったものについては、事業者に追加資料等の提出を指示させていただきます。事業者から資料が提出されましたら、皆様に電子メールなどで報告をさせていただきたいと思っております。

次の審査会は、今後事業者が実施する住民説明会の状況の報告、住民からの意見書に対する事業者見解の報告、実施計画書に対する審査会意見書の取りまとめを予定しています。

事務局からの連絡事項は以上になります。本日は皆様、ありがとうございました。

【 議 長 】 本日は以上です。ありがとうございました。